

認知症対応型通所介護および介護予防通所介護 重要事項説明書

令和7年3月13日改定

1. 事業の目的

事業者は、適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員、看護職員、および介護職員等が、要介護者または要支援者に対して、各種の適切なサービスを提供し、自立の助長、心身機能の維持・向上を図ると共に、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る事を目的とする。

2. 運営方針

事業者は、利用者が要支援・要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援および各機能訓練を行う。

また、事業の運営にあたっては、地域に密着した創造と実践を重視し、関係市町村保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、各居宅サービス事業者、その他の医療・保健・福祉サービスを提供する機関との密接な連携を図り、統合的なサービス提供に努める。

3. 事業者の概要

(1) 通所介護および介護予防通所介護事業所

所在地 : 東京都足立区新田一丁目21番20号

建物の構造 : 木造一部鉄筋コンクリート造 地上5階

通所介護および介護予防通所介護事業所は1階部分

延べ面積 : 7,826.76㎡

通所介護および介護予防通所介護事業所は201.72㎡

事業所番号 : 1392101323

利用定員 : 12名/日 *通所介護および介護予防通所介護との合計定員

実施地域 : 足立区内

(2) 主たる職員およびその業務

管理者 1名(常勤) 全体の管理、相談・苦情窓口

生活相談員 2名(常勤1名・兼務1名) 相談に応じ、適宜生活支援等を行う

管理栄養士 1名(常勤) 食事提供に関する栄養管理を行い、適宜生活支援を行う

看護師 1名(常勤) 利用者の健康管理に努める

機能訓練指導員 1名(常勤) ADLの維持、向上のための機能訓練を行う

介護職員 4名(常勤) 生活援助、入浴、レクリエーション、送迎等を行う

(3) サービス提供時間

営業日 月曜日 ～ 金曜日（祝日）営業

*ただし、悪天候の際は休止する場合あり

休日 土曜日・日曜日（12月30日～1月3日）

営業時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分

提供時間 午前10時 ～ 午後4時（送迎時間は含まない）

(4) サービスの内容

食事、入浴、排泄、機能訓練、生活指導、レクリエーション・娯楽行事等、健康管理、
口腔機能訓練、相談および援助、送迎

4. 料金

(1) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、事業者が毎月20日までに前月分の請求を行う。利用者は末日までに支払いを行う。事業者は支払いを確認後、領収書を発行する。支払い方法は、引き落としまたは銀行振込の2通りとする。

(2) 支払いについての事前説明

事業者が支払いを受ける場合には、利用者に対し事前に説明を行う。利用者は支払いに同意する場合、その旨の文書に署名を行う。

デイサービスセンター新田楽生苑

(介護予防) 通所介護 料金表

令和6年6月1日改定

要介護度	単位数	利用者負担 (介護報酬の1割)	利用者負担 (介護報酬の2割)	利用者負担 (介護報酬の3割)
※ (介護予防通所介護)				
要支援1	684	760円/日	1,519円/日	2,278円/日
要支援2	762	846円/日	1,692円/日	2,538円/日
※ 入浴介助加算	40	45円/日	89円/日	134円/日
個別機能訓練体制加算Ⅰ			27単位/回	
個別機能訓練体制加算Ⅱ			20単位/月	
科学的介護推進加算			40単位/月	

※	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位/回
※	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の利用料金に 17.5%加算となります

2. 通常規模型通所介護の介護報酬に係る費用

※	(通所介護)			
		単位数	1 割負担	2 割負担
				3 割負担
	要介護1 (6 時間～7 時間未満)	790	877 円/日	1,754 円/日
	要介護2 (6 時間～7 時間未満)	876	973 円/日	1,945 円/日
	要介護3 (6 時間～7 時間未満)	960	1,066 円/日	2,132 円/日
	要介護4 (6 時間～7 時間未満)	1,042	1,157 円/日	2,314 円/日
	要介護5 (6 時間～7 時間未満)	1,127	1,251 円/日	2,502 円/日
※	入浴介助加算	40	45 円/日	89 円/日
	個別機能訓練体制加算Ⅰ		27 単位/回	
	個別機能訓練体制加算Ⅱ		20 単位/月	
△	科学的介護推進加算		40 単位/月	
※	栄養アセスメント加算		50 単位/月(LIFE の活用)	
※	栄養改善加算		200 単位/回(※原則3月以内、月2回を限度)	
※	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	可	20 単位/回(6 月に1度を限度)	※(Ⅰ)(Ⅱ)併用不可
※	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 単位/回(6 月に1度を限度)	
※	サービス提供体制強化加算Ⅲ		6 単位/回	
※	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		1ヶ月の利用料金に 17.5%加算となります	

実際の利用料金は、費用計算の際に端数処理のためにわずかに異なる場合がございます。

職員の体制により変動する場合がございます。

3. 介護保険給付対象外サービスの利用料

食費	630 円/1食 (おやつ代 40 円)
その他日常生活費	利用者の希望により購入する身の回り品(歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等個人用の日用品等)、利用者の希望により購入する教養娯楽(クラブ活動や行事における材料費等)

5. 利用の中止、変更および追加

(1) 利用者は、利用予定日の前に、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。変更、追加等の場合は、サービスの実施日の7日前までに事業者へ申し出ることとする。

ただし、サービスの利用の変更、追加の申し出に対し、従事者の状況により利

用者の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を提示し協議する。

(2) 利用者がサービス利用中に体調不良や発熱等が発生した場合、該当の利用者は利用を中止し、事業者は利用者家族等と対応を協議する。

(3) 利用者の都合により3か月以上の利用がなかった場合、自動的にサービスを終了する。

6. 金銭および貴重品の管理

サービス提供中、利用者の金銭および貴重品は、利用者の責任において管理を行う。

7. 通所介護および介護予防通所介護サービスのキャンセルについて

(1) 利用者は、一時的に利用を停止させる（キャンセル）の場合、通所介護および介護予防通所介護サービス提供日の前日17時までに連絡をするよう努める。

(2) 利用者は、急遽体調不良等によりキャンセルする場合、サービス提供日の前日の17時までに連絡するよう努める。

(3) 5日以内のキャンセルは、キャンセル料として食費630円とする。

8. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 利用者が以下の禁止事項を故意に繰り返し行う場合、事業者はサービスの中止を依頼することができる。

- 1) 所定の場所以外での喫煙（喫煙希望者は別途相談のこと）
- 2) 故意による不潔行為および他の利用者への迷惑・危険行為
- 3) 宗教活動および政治活動

(2) その他留意事項について

- 1) 利用者は、契約書、重要事項説明書の内容の確認をすること。
- 2) 身元引受人を変更する場合、利用者は事業者に通知すること。

9. 緊急時等における対応方法

事業所は、利用者に対するサービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

10. 事故発生時

(1) 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

(2) 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(3) 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

11. 災害・感染・非常災害対策及び事業継続計画

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。
- (2) 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して認知症対応型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

12. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- (2) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に提供しない。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含める。

14. 個人情報等について

事業所は、個人情報等の取り扱いについて『個人情報の使用にかかわる同意書』『写真画像の使用にかかわる同意書』にて取り交わし厳守する。

15. 従業員の資質向上について

事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) 認知症・認知症ケアについての研修
- (4) プライバシーの保護についての研修
- (5) マナー・接遇についての研修
- (6) 論理・法令順守についての研修
- (7) 事故発生時・再発防止についての研修
- (8) 災害時の対応についての研修
- (9) 感染症や食中毒の予防・まん延防止についての研修
- (10) 身体拘束排除についての研修
- (11) 介護技術向上についての研修

16. 苦情・ハラスメントについて

- (1) 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- (3) 事業者は、介護保険法の規定により区や地域包括支援センター、国民健康保険団体連合会(以下「区等」という。)が行う調査に協力するとともに、区等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- (4) 事業者は、区等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- (5) 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

17. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	社会福祉法人新生福祉会 特別養護老人ホーム新田楽生苑施設長	吉井 靖貴
苦情受付担当者	社会福祉法人新生福祉会 デイサービスセンター新田楽生苑管理者	中村 京子
受付期間	8：30～17：30（月～金）※土曜・日曜・祝日を除く。 上記以外の時間をご希望の場合は別途ご相談下さい。	
電話番号	デイサービスセンター新田楽生苑	03-6903-0309
相談場所	デイサービスセンター新田楽生苑 相談室	

苦情処理委員（第三者委員）

苦情処理委員	松村 晃次	0845-27-1601
苦情処理委員	村上 登貴子	090-5375-1207

(2) 行政機関における苦情処理の受付

足立区基幹包括支援センター	所在地 足立区梅島 2-1-20 1階 電話番号 03-6807-2460
足立区介護保険課事業者指導係	所在地 足立区中央本町 1-17-1 電話番号 03-3880-5746
東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 03-6238-0177

(1) 苦情を対応のために講ずる措置の概要

- 1) 利用者または家族からの苦情・相談に対する常設の窓口、担当者の設置
 - ① 事業所内に苦情・相談の窓口を設置するとともに、相談に訪問した利用者および家族のプライバシーと秘密の保持のため苦情・相談室を設ける。
 - ② 苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情・相談にあたる。なお、窓口での解決が困難な場合は、下記事項2)の体制および、手順にて苦情・相談の解決にあたる。
- 2) 迅速かつ円滑に苦情・相談対応を行うための体制・手順
 - ① 苦情・相談窓口の担当者が、利用者および家族から苦情・相談を受け付け、その内容を確認した上で、その段階で解決できると判断される場合は、その場で解決する。
 - ② 窓口担当者にて解決が困難な場合は、判断を保留し、責任者と協議し解決

する。

- ③ 当該事業所内で解決が困難な場合には、予め事業者が選任した第三者委員の立会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。
- ④ 前3号での解決が困難な場合は、当該利用者および家族に、行政機関等への申し立てができる旨を伝え、速やかに当事業者の概要を行政機関に伝え、その指示を仰ぐ。

18. その他

- (1) 事業所は、認知症対応型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- (2) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人新生福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

以上、通所介護および介護予防通所介護サービスの提供開始にあたる重要事項の説明とする。これを証明するため本書2通を作成し、各自署名の上、1通ずつ所持する。

事業者

所在地	東京都足立区新田1-21-20
名称	社会福祉法人新生福祉会
事業者名	デイサービスセンター新田楽生苑
代表者名	山中 康平
管理者名	中村 京子
説明者名	中村 京子